

第 3 6 号議案

八王子市観光施設条例の一部を改正する条例設定について

八王子市観光施設条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市観光施設条例の一部を改正する条例

八王子市観光施設条例（昭和 3 7 年八王子市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 2（第 3 条関係）				別表第 2（第 3 条関係）			
種別	使用区分	単位	金額（円）	種別	使用区分	単位	金額（円）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考				備考			
1 「普通自動車」とは道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 2 条の表に規定する <u>準中型自動車及び普通自動車</u> で、長さ 5. 0 メートル、幅 2. 0 メートル、高さ 2. 3 メートル以下 <u>のものを</u> 、「大型自動車」とは同表に規定する大型自動車及び中型自動車 <u>並びに長さ 5. 0 メートル、幅 2. 0 メートル、高さ 2. 3 メートルのいずれかを超える準中型自動車及び普通自動車</u> をいう。				1 「普通自動車」とは道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 2 条の表に規定する <u>普通自動車（長さ 5. 0 メートル、幅 2. 0 メートル、高さ 2. 3 メートル以下 <u>のものに限る。</u>）を</u> 、「大型自動車」とは同表に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。			
2～7 （略）				2～7 （略）			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。